

令和4年11月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和4年11月24日（木）午前10時00分～午前11時00分

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員、田中委員、大矢委員

4. 11月定例教育委員会会議録署名委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、大矢委員

5. 事務局出席者

尾西教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、寺本教育総務課長、生田教育指導課長、内田教育指導課参事、篠崎教育指導課参事、二井文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、西野地域教育推進課長、森図書館長、武本教育総務課長補佐、早川教育総務課主幹

6. 会議要録

開 会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和4年11月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

10月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。
特にご異議等がありませんでしたので、10月の会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

11月の会議の会議録の署名は、私のほかに藤本教育長職務代理者と大矢委員にお願いします。

藤本教育長職務代理者、大矢委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

令和4年10月28日から令和4年11月23日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず10月28日金曜日は、庁議に出席しました。

30日日曜日は、河内長野市文化祭を視察しました。（ラブリール）また、Kuromaro Village！英語でGO！を視察しました。（くろまろの郷）

31日月曜日は、臨時市議会本会議に出席しました。

11月1日火曜日は、市校長会に出席しました。（給食センター）また、近畿市町村教育委員会研修に参加しました。（オンライン研修）

2日水曜日は、市部長会に出席しました。また、市民団体の応接をしました。

3日木曜日は、市長表彰式に出席しました。また、河内長野市文化祭を視察しました。（ラブリール）また、金剛寺国宝特別公開を視察しました。（金剛寺）

4日金曜日は、大阪府都市教育長協議会秋季研修会に参加しました。（富田林市）

5日土曜日は、河内長野青年会議所ドッジボール大会を視察しました。（市民

総合体育館）また、河内長野市文化祭を視察しました。（ラブリホール）

7日月曜日は、学校を訪問しました。（長野中学校）

8日火曜日は、庁議に出席しました。

10日木曜日は、市教頭会に出席しました。また、市長と教育委員の懇談会を実施しました。

11日金曜日は、全員協議会に出席しました。また、大阪府教育委員会参事の応接をしました。

17日木曜日は、南河内地区市町村教育委員会研修会に参加しました。（河南町 大阪府立近つ飛鳥博物館）

20日日曜日は、河内長野市商工祭を視察しました。（寺ヶ池公園）また、国際交流協会 30 周年世界の文化ごった煮を視察しました。（キックス）

21日月曜日は、市議会議員会派重点要望に出席しました。また、U-17 女子サッカー日本代表選手の市長表敬訪問に同席しました。

22日火曜日は、市議会議員会派重点要望に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

松本教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

藤本委員

他の委員もそうですが、今月は2つ研修に参加しました。

ひとつでは教育内容に関する現状をクイズ形式にしたりし、分かりやすく説明されていきました。

以上です。

松本教育長

ありがとうございました。他、よろしいでしょうか。

それでは教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第 28 号「河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例案に係る協議について」の説明をお願いします。

寺本教育総務課長

議案第 28 号「河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例案に係る協議について」 ご説明いたします。

本件につきましては、令和 3 年に公布されましたデジタル社会形成整備法第 51 条関係により、令和 5 年 4 月 1 日に個人情報の保護に関する法律の改正が施行されます。これまでは個人情報保護に関する規律法令につきましては、国の行政機関、あるいは独立行政法人、あるいは民間事業者は別々の個人情報保護法が適用され、我々地方公共団体は、個人情報保護条例の適用となっており、つまり各機関あるいは各自治体によりそれぞれ別の法令によって制度化されておりました。この度、地方公共団体においても、全国的な共通ルールを規定することにより国際的な制度との調和を図ることを目的として、法体系が一本化されます。

これにより現在の河内長野市個人情報保護条例を廃止するとともに、法を補完する法施行条例を整備する必要があることから、河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例を制定する必要が生じました。

このため市長において、個人情報の保護に関する法律の改正にかかる対応の方向性につきまして、令和 4 年 9 月 8 日付けで、河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問を行いまして、同年 9 月 30 日付けで答申が出されたため、個人情報保護の実施機関の一つであります、我々教育委員会との協議を求められているものでございます。なお、協議内容、諮問、答申の内容につきましては、別冊 1 に記載しております。

この別冊 1 ににつきまして全部で 3 部構成で表示させていただいております。

まず初めに令和 4 年 11 月 11 日付けで市長から、教育長あてに出された、河内

長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例案協議が、1 ページから 9 ページまでございます。今回はこの協議依頼に基づきまして、個人情報保護の実施機関の一つである教育委員会に対し、協議を求められているものでございます。

次に 9 ページ目の後ろには、令和 4 年 9 月 9 日付で出されました、市長から河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会に対して行われました個人情報の保護に関する法律の改正に伴う対応についての諮問書でございます。

諮問事項といたしましては記載の通りで、1 は河内長野市個人情報保護条例の廃止について、2 は本市独自の個人情報保護制度について、3 は議会が保有する個人情報の保護について、4 は審議会についてということで、この 4 事項が諮問されております。

この諮問を受けまして、次ページに令和 4 年 9 月 30 日付けで、河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会から市長あてに答申が示されております。

それでは、資料の 3 枚目です。河内長野市個人情報に関する法律の施行に関する条例案要綱につきましては、河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会から出された答申の概ね内容どおりとなっております。また次ページ以降には、条例制定内容案の要点を記載しております。かいつまんで説明しますと、今回の個人情報保護法の改正によりまして、今後は基本的に全国的なルールに沿って運用することになってまいります。例えば手数料、あるいは開示等の決定期限、審議会への諮問、制度の運用状況の公表などについては改正法の趣旨に照らし、条例において制定することとなっております。これに対しまして今回の条例の中では、手数料は無料とし、また開示決定期限は 15 日以内とし、条例改正などの場合には、河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会へ諮問することとなっております。

また毎年、個人情報保護制度の運用状況を公表するという、基本的には現在の運用の内容どおりの内容を、今回の条例で規定する予定であります。これによりまして、今回の制度改正後においても、概ね現行の制度運用に近い形での運用となっております。また本条例の施行予定日は、令和 5 年 4 月 1 日となります。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

田中委員

今回の改正によって、個人情報保護が後退することはありませんか。

寺本教育総務課長

後退はありません。むしろ進んでいるところがあります。例えば、細かい話ですが、異なる行政機関から、例えば他市から各情報を入手した場合、当市でその他市の情報に関連して開示請求が出た場合、当市だけで完結するというのが制度でありました。今回は情報公開の、移管ができるようになりましたので、例えば他市町村において当市が提供した情報に関連して開示請求が出ましたら、当然他市町村で受け付けも可能ですし、当市に移管されて対応するということもできるようになりまして、その場合は開示期限が 15 日だと間に合いませんので 30 日でもよい、というような改正もあります。

これは請求者に対して不利になるとかいうことは、おそらく無いと思います。むしろ少し充実したのではないかと思います。

松本教育長

例えば全国共通ルールを定めるが、一方国では開示期限を 30 日としています。市では今までどおり 15 日にして、後退のないよう対応すると認識すればよいですか。

寺本教育総務課長

その通りになります。

田中委員

教員等の採用時の資格調査は、個人情報保護法上現在のところ問題ありませ

んか。

生田教育指導課長

本人から同意書をもらいますので、特に問題は生じておりません。

松本教育長

他に異議等はないでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第 28 号「河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例案に係る協議について」を承認いたします。

松本教育長

それでは次に、議案第 29 号「令和 4 年度河内長野市一般会計補正予算(案)について」の説明をお願いします。

寺本教育総務課長

議案第 29 号「令和 4 年度河内長野市一般会計補正予算(案)について」ご説明いたします。

本件につきましては、令和 4 年 12 月市議会に提案予定の、令和 4 年度河内長野一般会計補正予算案のうち、教育事務に係る部分につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、市長から意見を求められたことによります。

別冊 2 の 20 ページをお願いします。歳入歳出予算の補正でございますが、今回の補正は本年度 7 号補正でございます。教育費を含む一般会計全体で補正額が 4 億 2,178 万 5 千円となっております。今回ご報告いたします補正予算の関係課といたしましては、教育総務課及び地域教育推進課となります。

補正予算の詳細につきまして私からまとめてご説明申し上げます。

まず初めに、歳出では、来年度に楠小学校及び長野中学校の 2 校のトイレ整備の工事を実施するために補正いたします。この件につきましては、すでに 9 月市議会

におきまして、測量設計等の委託料につきましては、小学校費中学校費ともに、債務負担行為の補正の議決がなされており、すでに設計業務を開始しておるところでございますが、来年度に繰り越して業務を行いますことから、12 月市議会定例会におきまして工事請負費と併せて令和 4 年度予算として現計予算化を行います。また当該トイレ整備に係る工事請負費については、今回正式に国庫補助金の交付決定を受けたことに伴い 12 月市議会定例会におきまして、現計予算化するものでございます。測量設計等委託料と工事請負費ともに繰越明許費の補正を行い、令和 5 年度に繰り越すものでございます。

款 10 教育費、項 2 小学校費、目 3 小学校建設費では委託料として、測量設計等委託料 280 万円、工事請負費として、小学校施設設備改善工事を 5,760 万円を予算化いたします。なお財源といたしましては学校施設環境改善交付金については、補助率 3 分の 1 で 1,343 万 3 千円、市債といたしまして小学校大規模改造事業債が 3,510 万円となっております。また款 10 教育費、項 3 中学校費、目 3 中学校建設費では、委託料として測量設計等委託料 340 万円、工事請負費として、中学校施設設備改善工事を 6,705 万円を予算化いたします。なお財源といたしましては、学校施設改善交付金については補助率 3 分の 1 で 1,667 万 9 千円、市債といたしまして中学校大規模改造事業債が 4,030 万となっており、市債につきましては地方債の追加補正を計上しております。

次に債務負担行為の補正ですが、南花台地区施設一体型小中一貫教育推進校第 2 運動場並びに南花台放課後児童会整備工事に係る、設計業務委託料の補正でございます。南花台小中学校の保護者や地域住民への説明会を終え概ね整備内容が決まりました事をうけ、第 2 運動場と放課後児童会施設の設計業務を開始いたします。両施設の設計業務につきましては、工事時期や工程など密接に関連することから、一本の業務として発注を行います。費用につきましては運動場整備につきましては限度額 500 万円、放課後児童会につきましては限度額 1,000 万円としております。

本件につきましては 12 月市議会定例会において議決後、速やかに契約の手続きに入り、業務を開始いたします。工期につきましては来年度 7 月ごろまでを予定しているため、債務負担行為をととしています。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

第2運動場整備については、まだまだ色々なご意見が出てきているため、調整が必要になりますが、設計は進めていきます。

他に異議等はないでしょうか。

それではご異議等がないようですので、議案第29号「令和4年度河内長野市一般会計補正予算(案)について」を承認いたします。

(5) 報告案件(要旨)

・報告第23号「令和4年度河内長野市一般会計補正予算について」

令和4年10月臨時市議会に提案された令和4年度河内長野市一般会計補正予算のうち、教育事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長より意見を求められたもの。なお、本件については緊急に市議会への議案を作成する必要性が生じたため、やむをえなく教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、これを報告し、承認を得たもの。

(6) その他報告(要旨)

伊藤文化財保護課長

- 岩湧山頂ではテント設営や火気の使用は禁止
- 夏の合宿は、滝畑ふるさと文化財の森センターで
- 滝畑ふるさと文化財の森センターのイベント
- ふるさと歴史学習館の展示

森図書館長

- 令和４年版河内長野市立図書館年報
（別添資料により説明）
- 図書館のクリスマス会
- 英語多読ひろば
- さわる絵本・布の絵本大公開
- 図書館資料展示

閉 会

松本教育長

以上で１１月定例教育委員会を閉会します。

令和４年１２月定例教育委員会開催日程

１．日 時

令和４年１２月２２日（木） 午前１０時００分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

２．場 所

河内長野市役所７階 行政委員会室

教育長報告（令和４年１０月２８日～令和４年１１月２３日） 別 紙

- １０月２８日（金） 庁議
- １０月３０日（日） 河内長野市文化祭視察（ラブリホール）
Kuromaro Village！英語でGO！視察（くろまろの郷）
- １０月３１日（月） 臨時市議会本会議
- １１月１日（火） 市校長会（給食センター）
近畿市町村教育委員会研修大会（オンライン）
- １１月２日（水） 市部長会
市民団体応接
- １１月３日（木） 市長表彰式
河内長野市文化祭視察（ラブリホール）
金剛寺国宝特別公開視察（金剛寺）
- １１月４日（金） 大阪府都市教育長協議会秋季研修会（富田林市）
- １１月５日（土） 河内長野青年会議所ドッジボール大会視察（市民総合体育館）
河内長野市文化祭視察（ラブリホール）
- １１月７日（月） 学校訪問（長野中学校）
- １１月８日（火） 庁議
- １１月１０日（木） 市教頭会
市長と教育委員の懇談会
- １１月１１日（金） 全員協議会
大阪府教育委員会参事応接
- １１月１７日（木） 南河内地区市町村教育委員会研修会（河南町 大阪府立近
つ飛鳥博物館）
- １１月２０日（日） 河内長野市商工祭視察（寺ヶ池公園）
国際交流協会 30 周年世界の文化ごった煮視察（キックス）
- １１月２１日（月） 市議会議員会派重点要望
U-17 女子サッカー日本代表選手市長表敬訪問に同席
- １１月２２日（火） 市議会議員会派重点要望

令和4年11月定例教育委員会会議

議 案 書

令和４年１１月定例教育委員会会議提出議案目次

（議決案件）

議案第２８号 河内長野市個人情報保護に関する法律の施行に関する条例案に係る協議について

（説明担当 教育総務課・・・p. 2）

議案第２９号 令和４年度河内長野市一般会計補正予算(案)について

（説明担当 教育総務課・地域教育推進課・・・p. 3）

（報告案件）

報告第２３号 令和４年度河内長野市一般会計補正予算について

（説明担当 教育指導課・・・p. 4）

議案第 28 号

河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例
案に係る協議について

河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例案に係る協議について、別冊 1 のとおり承認する。

令和 4 年 11 月 24 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 29 号

令和 4 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について

令和 4 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について、別冊 2 のとおり承認する。

令和 4 年 11 月 24 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 2 3 号

令和 4 年度河内長野市一般会計補正予算について

令和 4 年度河内長野市一般会計補正予算について、別冊 3 のとおり承認する。

令和 4 年 1 1 月 2 4 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

別冊 1

議案第 28 号関係

河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する
条例案に係る協議について

河内長野市教育委員会事務局

令和 4 年 1 1 月 1 1 日

教育委員会

教育長 松本 芳孝 様

河内長野市長 島田 智明

(担当：総務部総務課)

河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例案について（協議）

平素は本市行政運営に多大なご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和 3 年に公布されたデジタル社会形成整備法第 5 1 条関係により改正された個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が令和 5 年 4 月 1 日に施行されます。

このため、法改正に伴う対応について、河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問を行い、その答申を得ました。

本市では、当該答申を尊重し、現在の個人情報保護条例を廃止するとともに、法を補完する法施行条例として「河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」を制定することとなりました。

つきましては、下記の条例案要綱を作成しましたので、条例の廃止及び制定について協議いたしたく、お願い申し上げます。なお、本協議については、令和 4 年 1 2 月 1 日（木）までに回答くださいますようお願いいたします。

記

「河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例案要綱」

参考資料

- ・河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会への諮問書及び答申書

担当：総務部総務課情報統計係（内線：445）

河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例案要綱

令和３年に公布されたデジタル社会形成整備法第５１条関係により、令和５年４月１日に個人情報の保護に関する法律の改正が施行される。

この改正は、これまで公的機関、民間部門においてまちまちであった個人情報保護制度の法体系を一本化し、地方公共団体においても全国的な共通ルールを規定することにより、国際的な制度との調和を図ることを目的としている。

このことにより、本市においては現在の個人情報保護条例を廃止するとともに、法を補完する法施行条例を整備する必要があることから、「河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」を制定するものとする。

なお、以上の個人情報の保護に関する法律の改正に係る対応の方向性については、令和４年９月８日付けで河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問し、同年９月３０日付けで答申を得ているものである。

【凡例】

「改正法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

※令和５年４月１日時点施行分

「現行条例」・・・河内長野市個人情報保護条例（平成９年河内長野市条例第３号）

「条例」・・・河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（未制定）

① 趣旨について

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

改正法施行後、これまで現行条例により規律されていた個人情報保護制度は、改正法が定める全国的なルールに則って運用されることになる。

もっとも、改正法の趣旨と目的に照らし、条例で規定する必要がある事項や規定することが許容されている事項がある。

趣旨において、こういった条例の位置づけについて規定するものである。

② 用語について

(用語)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業の管理者の権限を行う市長及び消防長をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)の例による。

改正法の施行に関し必要な事項を定めるという条例の趣旨から、基本的に用語の意義は改正法とその施行令の例によることを第1項に規定するものである。

第2項は、条例の規律の対象となる市の機関を「実施機関」として明示的に規定するものである。なお、この「実施機関」には改正法の適用範囲から原則として外れている議会は含まれていない。

③ 個人情報事務届出書について

(個人情報取扱事務届出書)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務届出書(以下「届出書」という。)を市長に提出しなければならない。届出書に記載した内容を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 事務の名称
- (2) 事務の目的
- (3) 個人情報の収集等の方法
- (4) 個人情報の種類
- (5) 個人情報の対象となる者の範囲
- (6) 電子計算機による処理の有無及び方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、事務を開始し、又は変更した日以後において届出書を提出することができる。

- 3 市長は、実施機関から届出書の提出を受けたときは、当該届出書に記載されている第1項各号の事項についての一覧を作成の上、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第1項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
- (1) 市の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、労務管理、人事管理等に関するものを取り扱う事務
 - (2) 臨時に収集された氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務
 - (3) 一般に入手できる刊行物等を取り扱う事務
 - (4) 物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するた

これまで行ってきた、個人情報事務届出書の運用について、改正法施行後もこれまでと同等の個人情報の適正な管理を行うために、引き続き運用することについて規定するものである。

④ 開示請求において不開示となる情報について

(不開示情報等)

- 第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1号イに掲げる情報（法第78条第1項各号（第3号を除く。）に該当するものを除く。）とする。
- 2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、情報公開条例第6条第2号に掲げる情報とする。

改正法においては、保有個人情報の開示請求に際して、不開示となる情報が列記されている。また、同法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開制度との整合性を確保するために情報公開条例の規定により開示することとされている情報を不開示情報から除外すること及び、不開示情報を追加することが認められている。

以上のことから、情報公開条例との整合性を図るために次の2点について規定するものである。

<不開示情報から除外する項目>

法人に関する情報（当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの等のみ）のうち、違法又は著しく不当な事業活動に関する情報で、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの（情報公開条例第6条第1号イ関係）

<不開示として追加する項目>

市の機関と国等の機関との間における依頼、協議等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、行政文書の開示をすることにより、その協力関係又は信頼関係を損なうおそれのあるもの（情報公開条例第6条第2号関係）

⑤ 開示手数料等について

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

- 2 法第87条の開示の実施に係る写しの交付等に要する費用は、請求者の負担とする。ただし、特定個人情報の開示請求において、実施機関は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、当該開示請求に係る写しの交付等に要する費用を減免することができる。

改正法においては、保有個人情報の開示請求に係る手数料について、実費の範囲内でできるだけ利用しやすい額を条例で定めることとなっている。

この手数料について、これまでと同様に無料として、写しの交付に要する費用の実費負担を請求者に求めることを規定するものである。

⑥ 開示等の決定の期限について

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。

ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第10条 訂正決定等は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。

ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第12条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があ

るときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

改正法においては、保有個人情報の開示請求に対する決定期限は30日、訂正及び利用停止請求（以下「訂正等請求」といい、開示請求と併せて「開示等請求」という。）に対する決定期限も30日とし、それぞれ30日を限度に延長することが可能とされている。また、条例でその期間を短縮して規定することも可能とされている。

これらの決定の期限について、現行条例同様に、開示請求に対する決定期限は15日、訂正等請求に対する決定期限は30日とし、それぞれ15日を限度として延長することを可能とすることを規定するものである。

また、改正法に規定のある、開示請求に係る保有個人情報に著しく大量である際の開示決定等の期限の特例の規定について、開示決定等の期限を短縮することからそれに合わせて規定する日数を変更するものである。

⑦ 事案の移送を受けた開示等請求に係る決定期限について

(事案の移送があったときの開示決定等の期限)

第8条 法第85条の規定により本市の実施機関以外の行政機関の長等から事案が移送されたときは、次の表の第1欄に掲げる場合に応じ、同表の第2欄の規定中同表の第3欄に掲げる字句をそれぞれ同表の第4欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

事案の移送を受けた日が、開示請求があった日から15日以内であった場合	第6条第1項及び第7条	開示請求があった日	移送を受けた日
事案の移送を受けた日が、開示請求があった日から15日後であった場合	第6条第1項	15日以内	30日以内
	第7条	30日以内	45日以内

改正法においては、保有個人情報の開示請求を受けた行政機関の長等は開示請求に係る保有個人情報に当該行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長等において開示決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、その行政機関の長に事案を移送することができる規定が設けられている。

この事案の移送を受けた開示請求に対する決定の期限について、その他の開示等請求と同様に一定の期間を要することと、移送に日数が必要であることを考慮し、決定期限の日数はその他の開示等請求と同等としながら、移送があった日の翌日を起算日とすることを規定するものである。

⑧ 訂正請求・利用停止請求に係る保有個人情報の範囲等について

(訂正請求に係る保有個人情報の範囲等)

第9条 法第90条第1項に規定する訂正の請求をすることができる保有個人情報の範囲は、同項各号に掲げるもののほか、開示決定を受けていない自己を本人とする保有個人情報（記録されている行政文書等を当該請求者が特定しているものに限る。）とし、同条第3項の規定は適用しない。

2 法第81条の規定は、前項の保有個人情報に係る訂正請求についても準用する。

(利用停止請求に係る保有個人情報の範囲等)

第11条 法第98条第1項に規定する利用停止の請求をすることができる保有個人情報の範囲は、同項各号に掲げるもののほか、開示決定を受けていない自己を本人とする保有個人情報（記録されている行政文書等を当該請求者が特定しているものに限る。）とし、同条第3項の規定は適用しない。

2 法第81条の規定は、前項の保有個人情報に係る利用停止請求についても準用する。

改正法においては、訂正請求及び利用停止請求（以下「訂正等請求」という。）できる保有個人情報の対象を、開示請求による開示を受けた保有個人情報に限定している。一方で、訂正等請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、開示を受けていない保有個人情報をその対象とすることを法施行条例に規定することは可能とされている。

現行条例においては、開示請求による開示を受けた保有個人情報かどうかに関わらず訂正等請求を認めていることから、改正法の施行後も同様に開示を受けていない保有個人情報についても訂正等請求ができるよう第9条及び第11条の各条第1項に規定するものである。

また、改正法第81条においては、訂正等請求の前に行う必要がある開示請求において、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を答えることが不開示情報を開示することとなることとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否すること（以下「存否応答拒否」という。）ができると規定されている。本市においては、第9条の規定により開示を受けていない個人情報に係る訂正等請求を受けることとなることから、改正法と同様の取扱いとなるよう、当該訂正等請求についても存否応答拒否ができるように規定する必要があるため、改正法の規定を準用するものである。

⑨ 審議会への諮問について

(審議会への諮問)

第13条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成30年河内長野市条例第9号）に規定する河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

改正法においては、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問できるとされている。

これまで、本市では情報公開・個人情報保護運営審議会条例に規定する審議会を対して諮問し、現行条例に基づく個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営及び改善について意見を求めてきた。

改正法施行後においても、第1号から第3号の内容について意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、これまでと同様に河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することについて規定するものである。

⑩ 制度の運用状況の公表について

(運用状況の公表)

第14条 実施機関は、毎年、個人情報保護制度の運用状況について、公表するものとする。

現行条例においては、毎年度制度の運用状況を公表することが定められており、毎年度情報公開制度と合わせて公表している。

改正法施行後においても、市民に対する制度運用の説明責任を果たすために、これまでと同様に制度の運用状況を公表することを規定するものである。

⑪ 規則への委任について

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

開示等請求に関して使用する様式、写しの交付に要する費用の他、条例の施行に関し必要な事項について規則で定めることを規定するものである。

⑫ 施行期日について

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

この条例の施行期日について、改正法の施行期日である令和5年4月1日に施行することを規定するものである。

⑬ 河内長野市個人情報保護条例の廃止について

附 則

(河内長野市個人情報保護条例の廃止)

第2条 河内長野市個人情報保護条例（平成9年河内長野市条例第3号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

条例の施行と同時にこれまで本市の個人情報保護制度を規定してきた現行条例を廃止することを規定するものである。

⑭ 経過措置について

附 則

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第10条の規定によるその事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第6号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員若しくは職員であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者のうち、前条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報に係る事務の委託を受けた者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による法人その他の団体であつて市長が指定するもの又はこれらの従事者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第13条から第16条の2までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する旧実施機関が保有する旧個人情報の開示、訂正、削除、利用中止及び利用停止については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第30条に規定する個人情報ファイルを前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者

の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がその法人又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 6 前3項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 7 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第10条第1項に規定する行為を除く。）及びこの附則の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 前条の規定の施行の日前に提出された旧条例第6条第1項に規定する事務の開始に係る届出は、第3条第1項の規定により提出された届出書とみなす。

現行条例の規定のうち、次の3点について必要な経過措置を規定するものである。

- (1) 改正法施行前に個人情報を取り扱う事務に従事していた者の義務
- (2) 改正法施行前に請求があった開示等請求の取扱いについて
- (3) 改正法施行前に個人情報を取り扱う事務に従事していた者が現行条例の規定に違反した場合の罰則等について
- (4) 改正法施行時点において旧条例の規定により既に提出されていた事務の開始の届出を改正後も引き継ぐことについて

河 長 総 総 第 5 4 号
令和4年 9月9日

河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会 会長 様

河内長野市長 島田 智明



個人情報の保護に関する法律の改正に伴う対応について（諮問）

標記の件について、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

記

諮問する事項

1. 河内長野市個人情報保護条例の廃止について
2. 本市独自の個人情報保護制度について
 - ① 用語について
 - ② 個人情報事務届出書について
 - ③ 開示請求において不開示となる項目について
 - ④ 開示などの決定の期限について
 - ⑤ 開示手数料等について
 - ⑥ 訂正・利用停止請求において、開示請求を前置としないことについて
 - ⑦ 制度運用状況の公表について
3. 議会の保有する個人情報の保護について
4. 審議会について

理由

令和3年に公布されたデジタル社会形成整備法第51条関係により、令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律の改正が施行されます。

この改正は、これまで公的機関、民間部門においてまちまちであった個人情報保護制度の法体系を一本化し、地方公共団体においても全国的な共通ルールを規定することにより、国際的な制度との調和を図ることを目的としています。

このことにより、本市においては現在の個人情報保護条例を廃止するとともに、法を補完する法施行条例の他、関係例規の整備を行う等の対応が必要となっています。

また、改正後の法律では、対象となる行政機関から議会が除外されることから、本市の市議会においてもこれまでと同様の個人情報保護体制を維持するため、市議会が保有する個人情報を対象とした市議会独自の個人情報保護条例を制定する必要性が生じています。

このため、河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第2条の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う対応に関して意見を求めるため、河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問するものです。

(設置)

第1条 河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び河内長野市個人情報保護条例（平成9年河内長野市条例第3号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営及び改善について、幅広く市民の意見を求めるため、河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営及び改善に関する重要事項について、実施機関（情報公開制度にあつては情報公開条例第2条第1号に掲げる実施機関をいい、個人情報保護制度にあつては個人情報保護条例第2条第6号に掲げる実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じて答申し、又は実施機関に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、市民及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第7条 会長は、審議のために必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(資料の提出)

第8条 会長は、審議のために必要と認めるときは、あらかじめ実施機関の職員に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

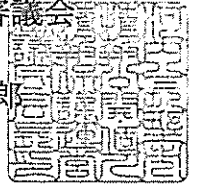


令和4年9月30日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会

会 長 石 田 榮 仁 郎



個人情報の保護に関する法律の改正に伴う対応について（答申）

令和4年9月9日付け河長総総第54号で諮問を受けた事案について、別紙のとおり答申します。



答 申 書

令和4年9月30日

河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会

はじめに

河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会は情報公開制度及び個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営及び改善に関し、諮問に応じて答申あるいは意見を述べるため河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例で設置された附属機関です。

この度、令和4年9月9日に河内長野市長から個人情報の保護に関する法律の改正に伴う対応について、諮問を受けましたので、答申を取りまとめました。

この答申が個人情報保護制度の推進と発展に寄与するものとなることを期待いたします。

河内長野市情報公開・個人情報保護運営審議会

[1] 諮問事項

1. 河内長野市個人情報保護条例の廃止について
2. 本市独自の個人情報保護制度について
 - ① 用語について
 - ② 個人情報事務届出書について
 - ③ 開示請求において不開示となる項目について
 - ④ 開示等の決定の期限について
 - ⑤ 開示手数料等について
 - ⑥ 訂正・利用停止請求において、開示請求を前置としないことについて
 - ⑦ 制度運用状況の公表について
3. 議会の保有する個人情報の保護について
4. 審議会について

[2] 答申内容

1. 河内長野市個人情報保護条例の廃止について

- ・ 令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「改正法」という。)が施行されることに伴い、河内長野市個人情報保護条例(平成9年河内長野市条例第3号。以下「現行条例」)を廃止することは適当である。
- ・ 改正法を補完する河内長野市の条例(以下「法施行条例」)及び議会が保有する個人情報の保護に関する条例を新たに制定し、現行条例の廃止と同時に施行することが適当である。

【趣旨】

令和5年4月1日に改正法が施行されることにより、現行条例により規律されていた個人情報保護制度が、改正法の下に規律されることとなる。もっとも、改正法においては、一部の条項を除き、同法の適用対象となる「地方公共団体の機関」から議会が除かれている。

このため、現行条例を廃止すると、議会における個人情報保護制度が失われることになるため、議会が保有する個人情報の保護について新たに条例を制定する等の対策が必要となる。

河内長野市議会(以下「市議会」という。)では、市議会を除く河内長野市の機関(以下「市の機関」という。)と同等の個人情報保護制度となるよう、改正法の施行に合わせて、市議会が保有する個人情報の保護に関する条例を制定・施行予定とのことであるため、現行条例について廃止することは適当である。

2. 本市独自の個人情報保護制度について

全般について

- ・改正法の施行に伴い、法施行条例に河内長野市独自の個人情報保護制度を規定することが適当である。
- ・その内容についてはこれまでの個人情報保護制度を可能な限り踏襲し、個人情報の保護の水準を維持するよう努めることが適当である。

【趣旨】

令和5年4月1日に改正法が施行されることにより、現行条例で規律されていた個人情報保護制度が、改正法の下に規律されることとなる。

もっとも、改正法の趣旨と目的に照らし、条例で規定する必要がある事項や規定することが許容されている事項がある。具体的な事項は、以下のとおりである。

＜必要事項＞

- ①改正法に委任規定が設けられている開示請求の手数料等の事項

＜許容事項＞

- ②改正法において条例で定めることが許容されている開示請求における不開示情報の範囲等の事項
- ③内部の手続きに関する規律等の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

河内長野市において、地方自治の本旨に基づき、これまで自律的に運営されてきた個人情報保護制度の実績を考慮するとともに、市民への影響を最小限とするためにも、可能な限りこれまでの制度の内容を踏襲することが望ましい。

このため、改正法の趣旨を踏まえつつ、河内長野市のこれまでの制度内容を維持するために、前述の3事項について適宜条例に定めることが適当である。

①用語について

- ・ 法施行条例で用いる用語の定義は、改正法及び法施行令に定めるところによりつつ、実施機関を明記することが適当である。
- ・ 要配慮個人情報については、地域の特性その他の事情に応じたものを法施行条例に定めないことは適当である。

【趣旨】

法施行条例で用いる用語の定義については、官民を通じた一律の規律である改正法の趣旨から、改正法及びその施行令によるところとなる。

もっとも、改正法においては、公的規律の対象となる行政機関等として、「地方公共団体の機関」が定義されているものの、それ以上に具体的な定義は定められていない。改正法上の「地方公共団体の機関」に河内長野市のどの実施機関が該当するかについては一義的に明確ではなく、また、法施行条例の適用範囲に議会が含まれないことを明らかにすることは一定有用である。

これらのことから、実施機関を明示的に定義することが望ましい。

要配慮個人情報は特に慎重に取り扱うべき個人情報であるが、現行条例においては法律で定めるものをそのまま適用する旨規定している。

改正法においては、地域の特性その他の事情に応じたものを条例要配慮個人情報として定義することが認められているものの、現行条例において改正法で定められているもの以外に要配慮個人情報を定義しておらず、現行条例の長年の運用において、この点につき大きな課題も無く、地域の特性その他の事情に応じたものは想定しがたいことから、特に定義する必要は無い。

② 個人情報事務届出書について

- ・個人情報事務届出書については、法施行条例に規定して運用を継続することが適当である。

【趣旨】

これまで河内長野市では、個人情報を取り扱う事務を開始する際は、その事務の名称、目的、個人情報の種類及び個人情報の収集方法を記した個人情報事務届出書を作成・公表し、河内長野市における個人情報の取扱いを市長が一元化して管理するとともに個人情報の収集状況を明確化することで適正な取扱いを担保してきた。

一方で、改正法においては、このような個人情報事務届出書の作成等は義務付けられておらず、類似の事務として、個人情報ファイルに関する事項を集約した後述する個人情報ファイル簿を作成・公表することが義務付けられている。なお、条例に規定することにより、これまでの個人情報事務届出に相当する事務を改正法施行後も継続することが認められている。

個人情報ファイル簿については、1,000件以上の個人情報を含む個人情報ファイルについて作成されるものであり、1,000件未満の個人情報を含む個人情報ファイルの情報は含まれない。また、作成単位も事務単位ではなくファイルごとであること等から、個人情報事務届出書と同等のものとはいえない。

改正法施行後においても、個人情報を適正に管理し、その散逸を防ぐために、個人情報ファイル簿の作成対象であるかどうかに関わらず、事務単位で個人情報の収集状況、利用目的を明確化して管理・公表することが必要であると考えられる。

以上のことから、改正法施行後もこれまでと同等の個人情報の適正な管理を行うために、引き続き個人情報事務届出書の運用を行うべきである。

③ 開示請求において不開示となる項目について

- ・ 開示請求において不開示情報の中でも特に開示とする情報について、「違法又は著しく不当な事業活動に関する情報で、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある情報」（以下「重大影響情報」という。）を規定することが適当である。
- ・ 不開示となる情報として「市の機関と国などの機関との間における依頼、協議などに基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、その協力関係又は信頼関係を損なう恐れがある情報」（以下「信頼関係等毀損情報」という。）を規定することが適当である。

【趣旨】

改正法においては、開示請求に際して不開示となる情報が列記されている。また、同法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開制度との整合性を確保するために情報公開条例の規定により開示することとされている情報を不開示情報から除外すること及び、不開示情報を追加することが認められている。

河内長野市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）と改正法の不開示情報の規定を比較すると、情報公開条例では、法人に関する不開示情報のうち、重大影響情報は特に開示することとなっているが、改正法にはそれに類する規定が無い。また、情報公開条例では、信頼関係等毀損情報が不開示となっているが、改正法では不開示となっていない。

情報公開条例上、開示できることとなっている情報を、改正法に基づく開示請求においても同様に開示できることとすることが適当である。一方、情報公開条例上、不開示とされる情報を、改正法に基づく開示請求で開示することは、情報公開条例で不開示としている趣旨に照らして適当でない。

そのため、情報公開制度との整合を図るために、不開示情報の中でも特に開示とする情報及び不開示となる情報のそれぞれを法施行条例に規定することが望ましい。

④ 開示等の決定の期限について

- ・ 開示などの決定の期限については、現行条例と同じ決定期限を規定することが適当である。
- ・ 事案の移送を受けた際の決定期限については、移送があった日の翌日を起算日とすることが適当である。

【趣旨】

改正法では、開示請求に対する決定期限は30日、訂正及び利用停止請求（以下「訂正等請求」といい、開示請求と併せて「開示等請求」という。）に対する決定期限も30日とし、それぞれ30日を限度に延長することが可能とされている。また、条例で規定してその期間を短縮することも可能とされている。

現行条例では、開示請求に対する決定期限は15日、訂正等請求に対する決定期限は30日とし、それぞれ15日を限度として延長することを可能としている。

開示等請求は、本人の自己情報コントロール権の一種であり、地方公共団体における自己情報の取扱いについて知るための手段である。すなわち、開示等請求に対する決定までの期間はより短い方が、早期に自己情報の取扱い状況を知り、又は訂正等することができるため、本人にとって利益があるといえる。また、河内長野市において、これまでに、現行条例の決定期限内に決定できなかった事案は無い。

したがって、改正法に合わせて決定期限を延ばす理由は無いことから、現行条例と同じ決定期限を法施行条例に規定することが望ましい。

事案の移送を受けた開示等請求（改正法第85条、第96条）に係る決定期限については新たに始まる制度であることから、現行条例に規定は無いが、その他の開示等請求と均衡を図ることが必要である。また、移送に数日が必要であることを考慮し決定に係る事務に必要な日数を確保するために、決定期限の日数はその他の開示等請求と同等としながら、移送があった日の翌日を起算日とすることが適当である。

⑤ 開示手数料等について

- ・ 改正法第 8 9 条第 2 項の規定により実費の範囲内において条例で定めることとされている開示請求に係る手数料は無料とすることが適当である。
- ・ 開示実施の際の実費負担として、写しの交付に要する費用を開示請求者に求めることとし、その額を規則で定めることが適当である。

【趣旨】

改正法第 8 9 条第 2 項では、地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより、実費の範囲内で、手数料を納めなければならないことが定められている。また、同条第 3 項ではその額を定めるに当たってはできるだけ利用しやすい額とするよう配慮しなければならないこととされている。なお、個人情報保護委員会が作成した個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）によると、手数料の額を従量制にすることや無料とすることも可能とされている。

現行条例では、開示に係る手数料は無料とし、写しの交付等の規則で定める額の実費負担を求めることを規定している。

開示に係る手数料に関して、改正法施行後に事務負担が増加するなど有料に変更する必要性が生じていないこと、改正法においてもできるだけ利用しやすい額とするよう配慮することが求められていること、開示請求者がその経済状況に関わらず開示請求を行えるようにすることで自己情報をコントロールできる権利を担保することが望ましいこと等から、現行条例と同様に手数料の額は無料とし、写しの交付に要する費用として規則で定める額の実費負担を求めることが適当である。

⑥ 訂正・利用停止請求において、開示請求を前置としないことについて

- ・開示請求による開示を受けていない個人情報についても訂正等請求の対象とすることが適当である。
- ・その際は、訂正等請求においても、個人情報の存否を明らかにすることで不開示情報を開示することとなる場合は、その存否を明らかにしないで請求を拒否することが可能であることを規定することが適当である。

【趣旨】

改正法では、訂正等請求できる個人情報の対象を、開示請求による開示を受けた個人情報に限定している。一方で、個人情報保護委員会事務局が作成した個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）において、訂正等請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、開示を受けていない個人情報をその対象とすることを法施行条例に規定することは可能であることが記載されている。

現行条例では、開示請求による開示を受けた個人情報かどうかに関わらず、訂正等請求を認めている。

改正法が訂正等請求できる個人情報の対象を限定している趣旨は、対象となる個人情報の範囲を明確にすることで、訂正等請求の制度の安定的運用を図るところにある。

しかしながら、現行条例において、開示請求による開示を受けていない個人情報の訂正等請求を認めてきたものであり、それを開示請求を受けたものに限定することは、自己情報のコントロール権を制限することになりかねない。また、開示請求による開示を受けていない個人情報に関して訂正等請求を認めたとしても、それにより直ちに制度の安定的運用を害することも考え難い。

これらのことから、改正後についても、これまで同様に開示を受けていない個人情報

報を訂正等請求の対象とすることが望ましい。

また、現行条例において、開示等請求の際は訂正等を含む全ての種別の請求に対して、個人情報が存在しているか否かを答えることが不開示情報を開示することと同等の意味を持つときは、個人情報の存否を明らかにせず請求を拒否（以下「存否応答拒否」という。）することができる規定を設けている。

一方、改正法においては、訂正等請求の前提として開示請求をする必要があり、この開示請求において存否応答拒否とするべきかの判断がされている。そして、開示されなかった個人情報に関して訂正等請求をすることはできないため、訂正等請求において改めて存否応答拒否の判断を行う必要が無いものである。このため、訂正等請求について存否応答拒否をすることができる規定が設けられていない。

前述のように、開示を受けていない個人情報を訂正等請求の対象とするのであれば、開示を受けた個人情報のみを訂正等請求の対象としている改正法の規定とは違い、存否応答拒否の判断が行われていない個人情報が訂正等請求の対象となる場合が想定される。

開示請求において存否応答拒否となる場合に、訂正等請求において存否応答拒否ができなくなると、開示請求の場合に存否応答拒否ができることとしている趣旨を没却することになる。

このような制度の運用に支障をきたさないために、訂正等請求についても存否応答拒否できることを規定することが必要である。

⑦ 制度運用状況の公表について

- ・ 情報公開制度に合わせて、年に 1 回制度の運用状況を公表する規定を設けることが適当である。

【趣旨】

改正法では、その施行状況について個人情報保護委員会に対して報告する規定はあるが、自ら運用状況を公表することについては求められていない。

現行条例においては、翌年度の 7 月末までに制度の運用状況を公表することが定められており、情報公開制度と合わせて公表している。

個人情報保護委員会によって取りまとめられた施行状況では、河内長野市の制度の運用状況が不明瞭となる蓋然性があることから、市民に対して制度の運用状況の説明責任を果たすことに加え、情報公開制度との整合性を図るために引き続き制度運用状況を公表することが望ましい。

3. 議会の保有する個人情報の保護について

- ・市議会が保有する個人情報についても、改正法が適用される市の機関と同等の個人情報保護制度となるよう条例を制定し、河内長野市全体で一体的運用を図ることが適当である。

【趣旨】

改正法においては、行政機関としての規律が課せられる機関の範囲に議会を含んでおらず、議会においては独自の個人情報保護に関する条例を制定する等、自律的な対応が求められている。

現行条例においては条例の規律の対象となる実施機関に議会を含んでおり、開示等請求の受付、個人情報事務届出書を閲覧に供すること及び制度運用状況の公表等を市長が行う等、一体的な制度運用を図ってきた。

改正後も、これまでと同等の個人情報保護を図るために、市議会が保有する個人情報について条例を制定する必要がある。

現在、市議会においては、情報公開制度の他、大半の制度を市の機関と共通の条例で規定、運用されている状況である。このような状況下において、市議会の個人情報保護制度の内容が、市の機関と相違することになれば市民から見たとき非常に分かりにくく、また混乱を招く可能性がある。このため、改正法及び法施行条例と同等の内容となる市議会が保有する個人情報の保護に関する条例（以下「議会の個人情報保護条例」という。）を制定・施行し、個人情報保護の水準を落とさず、河内長野市全体として一体的運用を図ることが望ましい。

4. 審議会について

- ・個人情報保護法の改正施行後も、引き続き個人情報保護制度の運営に係る審議会を設置することが適当である。

【趣旨】

これまで情報公開・個人情報保護運営審議会条例に基づき審議会を開催し、現行条例に基づく個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営及び改善について意見を述べてきた。

改正法においては、条例で定めるところにより地方公共団体の個人情報保護の施策を講ずる場合その他において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができることが規定されている。

改正法施行後においても、河内長野市が地方自治の本旨に則り、自律的な個人情報保護を実現するためには、法の趣旨を踏まえながらも、河内長野市の実情に合致する制度とすることが求められる。以下に記載する諮問事項においては、これまでどおり審議会への諮問過程の中で十分な検討を行うことで、自律的な個人情報保護制度を実現するために、引き続き審議会を設置することが望ましい。

＜諮問事項＞

- ・法施行条例に規定する河内長野市独自の個人情報保護制度の改正
- ・個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない内部の手続きに関する規律の改正のうち、重要なもの

また、議会の個人情報保護制度についても、改正後も河内長野市全体として自律的な個人情報保護を実現するために制度改正に際して十分な検討を行うために、審議会

に諮問する対象に含めることが望ましい。

議会の個人情報保護条例は、改正法に定められている規定を含めた内容となっているため、法施行条例と比較して規定内容は広範なものとなる。そのため、諮問内容も以下の記載のように、広範なものとなるが、制度改正の内容が法改正に伴う市の機関の個人情報保護制度との一体的運用を図るためのものである場合は諮問の必要は無いものとする。

＜諮問事項＞

- ・ 議会の個人情報保護条例に規定する個人情報保護制度の改正
- ・ 議会の個人情報保護制度の運営に関するもの

別冊 2

議案第 29 号関係

令和 4 年度河内長野市一般会計補正予算（案）について

【教育委員会関係抜粋】

河内長野市教育委員会事務局

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地 方 交 付 税		7,153,487	52,493	7,205,980
	1 地 方 交 付 税	7,153,487	52,493	7,205,980
15 国 庫 支 出 金		9,164,358	222,478	9,386,836
	1 国 庫 負 担 金	6,136,614	113,180	6,249,794
	2 国 庫 補 助 金	2,994,122	109,298	3,103,420
19 繰 入 金		925,883	14,664	940,547
	2 基 金 繰 入 金	918,966	14,664	933,630
21 諸 収 入		673,236	12,550	685,786
	5 雑 入	577,667	12,550	590,217
22 市 債		1,973,500	119,600	2,093,100
	1 市 債	1,973,500	119,600	2,093,100
歳 入 合 計		40,299,469	421,785	40,721,254

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		292,628	△ 1,049	291,579
	1 議 会 費	292,628	△ 1,049	291,579
2 総 務 費		6,244,610	128,119	6,372,729
	1 総 務 管 理 費	5,351,716	122,105	5,473,821
	2 徴 税 費	499,439	5,761	505,200
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	191,444	△ 5,535	185,909
	4 選 挙 費	158,702	5,652	164,354
	5 統 計 調 査 費	18,839	△ 135	18,704
	6 監 査 委 員 費	24,470	271	24,741
3 民 生 費		18,505,051	△ 39,002	18,466,049
	1 社 会 福 祉 費	10,300,853	△ 19,993	10,280,860
	2 児 童 福 祉 費	5,734,467	1,040	5,735,507
	3 生 活 保 護 費	2,469,731	△ 20,049	2,449,682
4 衛 生 費		3,828,824	148,891	3,977,715
	1 保 健 衛 生 費	2,145,472	155,966	2,301,438
	2 清 掃 費	1,683,352	△ 7,075	1,676,277
5 労 働 費		18,059	234	18,293
	1 労 働 諸 費	18,059	234	18,293
6 農 林 業 費		438,964	△ 6,561	432,403
	1 農 業 費	208,198	△ 5,031	203,167
	2 林 業 費	230,766	△ 1,530	229,236
7 商 工 費		627,519	△ 941	626,578
	1 商 工 費	627,519	△ 941	626,578
8 土 木 費		2,635,049	48,325	2,683,374

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 土 木 管 理 費	28,426	△ 1,772	26,654
	2 道 路 橋 梁 費	650,513	27,331	677,844
	3 河 川 費	40,409	441	40,850
	4 都 市 計 画 費	1,862,376	26,040	1,888,416
	5 住 宅 費	53,325	△ 3,715	49,610
9 消 防 費		1,312,347	△ 1,380	1,310,967
	1 消 防 費	1,312,347	△ 1,380	1,310,967
10 教 育 費		2,987,217	145,149	3,132,366
	1 教 育 総 務 費	362,855	5,177	368,032
	2 小 学 校 費	614,937	62,066	677,003
	3 中 学 校 費	324,787	71,415	396,202
	5 社 会 教 育 費	1,276,635	6,203	1,282,838
	6 保 健 体 育 費	407,514	288	407,802
歳 出 合 計		40,299,469	421,785	40,721,254

第2表 繰越明許費補正

繰越明許費の追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
7 商 工 費	1 商 工 費	赤 峰 産 業 用 地 化 整 備 事 業	16,042
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	基 盤 地 図 電 子 化 事 業	15,447
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	基 盤 地 図 電 子 化 事 業	13,836
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	旭 ケ 丘 第 5 緑 地 整 備 事 業	48,958
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小 学 校 大 規 模 改 造 事 業 (ト イ レ 整 備)	60,400
10 教 育 費	3 中 学 校 費	中 学 校 大 規 模 改 造 事 業 (ト イ レ 整 備)	70,450

第3表 債務負担行為補正

債務負担行為の追加

事 項	期 間	限 度 額
電 気 自 動 車 購 入 費	令和4年度 ～ 令和5年度	2,730 千円
窓 口 等 ア ウ ト ソ ー シ ン グ 業 務 委 託 料	令和4年度 ～ 令和7年度	477,900 千円
市 税 納 付 事 務 手 数 料	令和4年度 ～ 令和5年度	4,142 千円
保 育 所 入 所 負 担 金 納 付 事 務 手 数 料	令和4年度 ～ 令和5年度	117 千円
南花台地区施設一体型小中一貫教育推進校 第2運動場整備工事設計業務委託料	令和4年度 ～ 令和5年度	5,000 千円
南花台放課後児童会整備工事設計業務委託料	令和4年度 ～ 令和5年度	10,000 千円

第4表 地方債補正

地方債の追加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法				
				区分	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償還の方法	その他
小 学 校 整 備 事 業	35,100	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借入れ る資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府 地方公共団 体金融機構 銀行 その他	30	5	元利均等 又は 元金均等 年賦 又は 半年賦償還	市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる
中 学 校 整 備 事 業	40,300							

地方債の変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 (千円)	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額 (千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
緑 地 整 備 事 業	46,800	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借入れ る資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府、地方 公共団体金 融機構、銀 行又はその 他、償還期 限30年以内 (内据置5年 以内)、元利 均等又は元 金均等年賦 又は半年賦 償還	81,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	203,200				212,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	11,593,281	0	11,593,281
2 地 方 譲 与 税	254,400	0	254,400
3 利 子 割 交 付 金	15,900	0	15,900
4 配 当 割 交 付 金	101,600	0	101,600
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	96,700	0	96,700
6 法 人 事 業 税 交 付 金	136,700	0	136,700
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,087,200	0	2,087,200
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	20,700	0	20,700
9 環 境 性 能 割 交 付 金	58,100	0	58,100
10 地 方 特 例 交 付 金	85,600	0	85,600
11 地 方 交 付 税	7,153,487	52,493	7,205,980
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,000	0	15,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	194,983	0	194,983
14 使 用 料 及 び 手 数 料	659,334	0	659,334
15 国 庫 支 出 金	9,164,358	222,478	9,386,836
16 府 支 出 金	3,334,666	0	3,334,666
17 財 産 収 入	335,360	0	335,360
18 寄 附 金	1,400,000	0	1,400,000
19 繰 入 金	925,883	14,664	940,547
20 繰 越 金	19,481	0	19,481
21 諸 収 入	673,236	12,550	685,786
22 市 債	1,973,500	119,600	2,093,100
歳 入 合 計	40,299,469	421,785	40,721,254

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費	292,628	△ 1,049	291,579
2 総 務 費	6,244,610	128,119	6,372,729
3 民 生 費	18,505,051	△ 39,002	18,466,049
4 衛 生 費	3,828,824	148,891	3,977,715
5 労 働 費	18,059	234	18,293
6 農 林 業 費	438,964	△ 6,561	432,403
7 商 工 費	627,519	△ 941	626,578
8 土 木 費	2,635,049	48,325	2,683,374
9 消 防 費	1,312,347	△ 1,380	1,310,967
10 教 育 費	2,987,217	145,149	3,132,366
11 災 害 復 旧 費	334,000	0	334,000
12 公 債 費	3,025,201	0	3,025,201
13 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	40,299,469	421,785	40,721,254

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 源 その他	一 般 財 源
			△ 1,049
		12,550	115,569
			△ 39,002
177,747			△ 28,856
			234
			△ 6,561
			△ 941
14,619	28,900	14,664	△ 9,858
			△ 1,380
30,112	75,400		39,637
222,478	104,300	27,214	67,793

2 歳 入

(款) 11 地方交付税 (項) 1 地方交付税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地 方 交 付 税	7,153,487	52,493	7,205,980
項 計	7,153,487	52,493	7,205,980

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 衛 生 費 国 庫 負 担 金	310,446	113,180	423,626
項 計	6,136,614	113,180	6,249,794

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 衛 生 費 国 庫 補 助 金	200,457	64,567	265,024
5 土 木 費 国 庫 補 助 金	62,161	14,619	76,780
7 教 育 費 国 庫 補 助 金	104,115	30,112	134,227
項 計	2,994,122	109,298	3,103,420

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 ふ る さ と づ く り 基 金 繰 入 金	177,506	14,664	192,170
項 計	918,966	14,664	933,630

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	52,493	普通交付税 52,493

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保 健 衛 生 費 負 担 金	113,180	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（10／10） 113,180

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	64,567	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金（10／10） 64,567
3 都 市 計 画 費 補 助 金	14,619	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業補助金（1／2） 14,619
1 学 校 費 補 助 金	30,112	学校施設環境改善交付金（1／3） 30,112

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 ふるさとづくり基金 繰 入 金	14,664	ふるさとづくり基金とりくずし金 14,664

(款) 21 諸収入 (項) 5 雑入

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 雑 入	576,166	12,550	588,716
項 計	577,667	12,550	590,217

(款) 22 市債 (項) 1 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 土 木 債	352,600	34,900	387,500
7 災 害 復 旧 債	204,400	9,300	213,700
9 教 育 債	0	75,400	75,400
項 計	1,973,500	119,600	2,093,100

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑 入	12,550	水道事業会計退職手当負担金 11,492 下水道事業会計退職手当負担金 1,058

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 都 市 計 画 債	34,900	緑地整備事業債 34,900
2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 債	9,300	公共土木施設災害復旧債 9,300
1 小 学 校 債	35,100	小学校大規模改造事業債 35,100
2 中 学 校 債	40,300	中学校大規模改造事業債 40,300

3 歳 出

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費 (目) 1 議会費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
292,628	△ 1,049	291,579	2 給料 3 職員手当等	△ 425 △ 624
目 計				
項 計 292,628	△ 1,049	291,579		

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (目) 1 一般管理費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
1,294,131	122,105	1,416,236	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△ 2,274 134,061 △ 9,682
目 計				
項 計 5,351,716	122,105	5,473,821		

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費 (目) 1 税務総務費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
283,400	5,761	289,161	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	2,411 1,485 1,865
目 計				
項 計 499,439	5,761	505,200		

(款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民基本台帳費 (目) 1 戸籍住民基本台帳費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
191,444	△ 5,535	185,909	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△ 2,606 △ 1,314 △ 1,615
目 計				
項 計 191,444	△ 5,535	185,909		

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳	財源内訳
1 議会事務局人件費 (人事課)	△ 1,049	2 給料 △ 425	一般財源 △ 1,049
		3 職員手当等 △ 624	
			一般財源 △ 1,049
			一般財源 △ 1,049

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳	財源内訳
1 総務管理人件費 (人事課)	122,105	2 給料 △ 2,274	特定財源(その他)
		3 職員手当等 134,061	12,550
		4 共済費 △ 9,682	一般財源 109,555
			特定財源(その他)
			12,550
			一般財源 109,555
			特定財源(その他)
			12,550
			一般財源 109,555

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳	財源内訳
1 徴税人件費 (人事課)	5,761	2 給料 2,411	一般財源 5,761
		3 職員手当等 1,485	
		4 共済費 1,865	
			一般財源 5,761
			一般財源 5,761

(単位：千円)

事業別区分		支出内訳	財源内訳
1 戸籍住民基本台帳人件費 (人事課)	△ 5,535	2 給料 △ 2,606	一般財源 △ 5,535
		3 職員手当等 △ 1,314	
		4 共済費 △ 1,615	
			一般財源 △ 5,535
			一般財源 △ 5,535

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費 (目) 1 常備消防費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
1,165,173	△ 1,380	1,163,793	2 給料 4 共済費	△ 4,749 3,369
目 計				
項 計 1,312,347	△ 1,380	1,310,967		

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 1 教育委員会費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
144,837	5,177	150,014	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,762 2,338 1,077
目 計				
項 計 362,855	5,177	368,032		

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 (目) 1 小学校運営費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
470,035	1,666	471,701	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,007 156 503
目 計				

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費 (目) 3 小学校建設費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
4,948	60,400	65,348	12 委託料 14 工事請負費	2,800 57,600
目 計				
項 計 614,937	62,066	677,003		

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費 (目) 1 中学校運営費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
282,720	965	283,685	2 給料	371

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
1 消防人件費 (人事課) △ 1,380	2 給料 △ 4,749 4 共済費 3,369	一般財源 △ 1,380
		一般財源 △ 1,380
		一般財源 △ 1,380

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
1 教育総務人件費 (人事課) 5,177	2 給料 1,762 3 職員手当等 2,338 4 共済費 1,077	一般財源 5,177
		一般財源 5,177
		一般財源 5,177

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
1 小学校人件費 (人事課) 1,666	2 給料 1,007 3 職員手当等 156 4 共済費 503	一般財源 1,666
		一般財源 1,666

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
1 学校施設・設備整備事業 (教育総務課) 60,400	12 委託料 2,800 測量設計等委託料 2,800 14 工事請負費 57,600 小学校施設設備改善工事 57,600	国府支出金 13,433 地方債 35,100 一般財源 11,867
		国府支出金 13,433 地方債 35,100 一般財源 11,867
		国府支出金 13,433 地方債 35,100 一般財源 13,533

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
1 中学校人件費 (人事課) 965	2 給料 371 3 職員手当等 144	一般財源 965

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費 (目) 1 中学校運営費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
			3 職員手当等	144
			4 共済費	450
目 計				

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費 (目) 3 中学校建設費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
10,347	70,450	80,797	12 委託料	3,400
			14 工事請負費	67,050
目 計				
項 計 324,787	71,415	396,202		

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費 (目) 1 社会教育推進費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
355,159	6,203	361,362	2 給料	1,488
			3 職員手当等	1,902
			4 共済費	2,813
目 計				
項 計 1,276,635	6,203	1,282,838		

(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費 (目) 1 体育振興費

補正前の額	補正額	計	節 別 説 明	
			節 区 分	金 額
67,508	288	67,796	3 職員手当等	△ 212
			4 共済費	500
目 計				
項 計 407,514	288	407,802		

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
	4 共済費 450	
		一般財源 965

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
1 学校施設・設備整備事業 (教育総務課) 70,450	12 委託料 3,400 測量設計等委託料 3,400 14 工事請負費 67,050 中学校施設設備改善工事 67,050	国府支出金 16,679 地方債 40,300 一般財源 13,471
		国府支出金 16,679 地方債 40,300 一般財源 13,471
		国府支出金 16,679 地方債 40,300 一般財源 14,436

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
1 社会教育人件費 (人事課) 6,203	2 給料 1,488 3 職員手当等 1,902 4 共済費 2,813	一般財源 6,203
		一般財源 6,203
		一般財源 6,203

(単位：千円)

事業別区分	支出内訳	財源内訳
1 保健体育人件費 (人事課) 288	3 職員手当等 △ 212 4 共済費 500	一般財源 288
		一般財源 288
		一般財源 288

12 月 定 例 市 議 会

補正予算の概要
【教育委員会関係抜粋】

1. 歳入歳出予算の補正

(単位 千円)

会 計 名	補正 号数	補 正 前	補 正 額	財 源 内 訳				計
				国府支出金	地方債	その他	一般財源	
一 般 会 計	7号	40,299,469	421,785	222,478	104,300	27,214	67,793	40,721,254

2. 繰越明許費の補正

一般会計

繰越明許費の追加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額	備 考
教育費	小学校費	小学校大規模改造事業 (トイレ整備)	60,400	委託料、工事請負費
補正理由	楠小学校のトイレ整備を実施するものであるが、事業完了に相当の期間を要し年度内の事業完了が困難であるため。			

款	項	事 業 名	金 額	備 考
教育費	中学校費	中学校大規模改造事業 (トイレ整備)	70,450	委託料、工事請負費
補正理由	長野中学校のトイレ整備を実施するものであるが、事業完了に相当の期間を要し年度内の事業完了が困難であるため。			

3. 債務負担行為の補正

一般会計

債務負担行為の追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
南花台地区施設一体型小中一貫教育推進校第2運動場整備工事設計業務委託料	令和4年度～令和5年度	5,000
補正理由	南花台地区施設一体型小中一貫教育推進校第2運動場整備事業を進めるにあたり、工事の設計業務を本年度中に業務委託する必要があるため。	

事 項	期 間	限 度 額
南花台放課後児童会整備工事設計業務委託料	令和4年度～令和5年度	10,000
補正理由	南花台放課後児童会整備事業を進めるにあたり、工事の設計業務を本年度中に業務委託する必要があるため。	

4. 地方債の補正

一般会計

地方債補正(追加)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	増 減
小学校整備事業	0	35,100	35,100

起 債 の 目 的	補正前	補正後	増 減
中学校整備事業	0	40,300	40,300

一般会計

(a)歳出

(款)10. 教育費 (項)2. 小学校費 (目)3. 小学校建設費 60,400 千円

(教育総務課)

【学校施設・設備整備事業】

委託料 測量設計等委託料	補正前	0 千円	2,800 千円
工事請負費 小学校施設設備改善工事	補正前	0 千円	57,600 千円

★〔補正理由〕★

楠小学校のトイレ整備を実施するため。

《財源 国庫支出金》

学校費補助金 学校施設環境改善交付金(1/3)	13,433 千円
-------------------------	-----------

《財源 市債》

小学校債 小学校大規模改造事業債	35,100 千円
------------------	-----------

(款)10. 教育費 (項)3. 中学校費 (目)3. 中学校建設費 70,450 千円

(教育総務課)

【学校施設・設備整備事業】

委託料 測量設計等委託料	補正前	7,691 千円	3,400 千円
工事請負費 中学校施設設備改善工事	補正前	0 千円	67,050 千円

★〔補正理由〕★

長野中学校のトイレ整備を実施するため。

《財源 国庫支出金》

学校費補助金 学校施設環境改善交付金(1/3)	16,679 千円
-------------------------	-----------

《財源 市債》

中学校債 中学校大規模改造事業債	40,300 千円
------------------	-----------

(b)歳入

(款)11. 地方交付税 (項)1. 地方交付税 (目)1. 地方交付税 52,493 千円

地方交付税 普通交付税	補正前 6,923,487 千円	52,493 千円
-------------	------------------	-----------

(款)15. 国庫支出金 (項)2. 国庫補助金 (目)7. 教育費国庫補助金 30,112 千円

学校費補助金 学校施設環境改善交付金(1/3)	補正前	0 千円	30,112 千円
-------------------------	-----	------	-----------

(款)22. 市債 (項)1. 市債 (目)9. 教育債 35,100 千円

小学校債 小学校大規模改造事業債	補正前	0 千円	35,100 千円
------------------	-----	------	-----------

(款)22. 市債 (項)1. 市債 (目)9. 教育債 40,300 千円

中学校債 中学校大規模改造事業債	補正前	0 千円	40,300 千円
------------------	-----	------	-----------